

# 福岡県公報

平成20年5月9日  
第 2 8 2 0 号

## 目 次

### 告 示 (第766号 - 第778号)

土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	.....	1
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	.....	1
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....	2
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....	2
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	5
公 告			
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(教育庁体育スポーツ健康課)	.....	6

一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....	6
落札者等の公示	(財産活用課)	.....	8
平成20年度職業訓練指導試験の実施	(職業能力開発課)	.....	9
平成20年度第1回福岡県登録販売者試験の実施	(薬務課)	.....	11

## 告 示

福岡県告示第766号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行同意年月日	工事完了年月日
宗像市	農業用ため池整備事業(芋の浦地区)	平成18年3月30日	平成20年3月28日

福岡県告示第767号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成20年3月福岡県告示第412号八女都市計画下水道事業八女市公共下水道(八女市施行)の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称  
八女市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
八女都市計画下水道事業八女市公共下水道
- 3 事業施行期間

平成10年12月25日から平成25年3月31日まで

#### 4 事業地

##### (1) 収用の部分

平成10年福岡県告示第2115号、平成17年福岡県告示第747号、平成20年福岡県告示第412号の事業地に次の区域を加える。

八女市蒲原 字国分寺、字志ノ江、字中牟田、字三市六及び字打寺の各字の全部並びに、字大島、字小亀、字惣津町、字近町、字榎町、字九日田及び字石井仮の各字の一部

本村 字福出、字筒川、字杉町、字入道町、字修理免、字廻田、字松原、字野添、字大間、字北小路、字善四井寺、字四丁三反及び字平塚の各字の全部並びに、字榎町、字清水堀、字中ノ土手、字将監堀下、字外小路、字深町、字柳、字野田及び字唐人町北裏の各字の一部

大島 字畑添の全部並びに字下節句田、字在徳、字茶ノ木、字深町及び字八反田の各字の一部

本町 字今堀江、字平塚、字中唐人町の全部並びに、字西矢原町、字中ノ土手、字外小路、字西唐小路、字唐人町北裏、字唐人町南裏及び字東唐人町の各字の一部

馬場 字古賀中、字川原出、字篠原及び字破須輪の各字の一部。

##### (2) 使用の部分

なし

福岡県告示第768号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

##### 1 届出年月日

平成20年4月22日

##### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 フレスポ花見が丘

(2) 所在地 福岡県福津市花見が丘二丁目255番1 外

##### 3 当該大規模小売店舗を設置する者の名称

変 更 前	変 更 後
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫	大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作

福岡県告示第769号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

##### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年9月25日農林水産省告示第1207号

##### 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第770号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年4月24日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マルシヨク吉野店

(2) 所在地 福岡県大牟田市大字橋1544番地の1 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親 福岡県北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 未定	株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親 福岡県北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 株式会社鉄万 代表取締役 永松 均 福岡県大牟田市西新町19番地 有限会社西山企画 代表取締役 西山 武 福岡県大牟田市大字橋1567番地1 釘崎正勝 福岡県大牟田市岩本1454番地6

福岡県告示第771号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定によ

り次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年4月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マルシヨク吉野店

(2) 所在地 福岡県大牟田市大字橋1544番地の1 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変 更 前		変 更 後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社サンリブ	午前9時30分	午後9時30分	午前7時	午前0時
未定	午前9時	午後8時30分	午前9時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前8時30分から午後10時00分まで	午前6時30分から午前0時30分まで

福岡県告示第772号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年4月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 Happy Forest みどりのその

(2) 代表者の氏名

矢田 拓司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区西新7丁目1番58-102号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身障がい者通所授産施設の運営や日常生活支援、就労機会の提供に関わる事業などを行うことで、障がいを持った人たちが街の中でふれあい、学び、楽しみを感じながら働き、自立していけるように支援活動を行い、福祉の増進や、職業能力の開発または、雇用機会の拡充の支援に寄与することを目的とする。

福岡県告示第773号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字原町字大池216-1、216-5、216-17、216-28から216-43まで及び217-1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大字原町389

青木 勝浩

大阪市中央区南船場3丁目12番12号

三洋ホームズ株式会社 代表取締役 田中 康典

福岡県告示第774号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字千早新田字歌舞田96-1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区泉1丁目3番27号

末松 美樹

末松 博

福岡県告示第775号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市潤3丁目466-1及び466-4から466-16まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区高砂2丁目8番1号

セキスイハイム九州株式会社 代表取締役社長 村上 和正

福岡県告示第776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	久留米 筑 後 線	前	久留米市上津町2192番1の 1先から 同市上津町2228番331先ま で	5.8 ~ 12.7	263.0
			前	同上	6.2 ~ 32.4	
			後	同上	6.2 ~ 39.0	
久留米	県 道	瀬 高 久留米 線	前	久留米市荒木町白口1359番 2先から 同市荒木町白口1361番2先 まで	7.3 ~ 7.7	77.0
			後	同上	8.5 ~ 11.7	
前 原	県 道	船 越 前 原 線	前	糸島郡志摩町大字西貝塚435 番1先から 同郡同町大字西貝塚465番 1先まで	9.3 ~ 22.0	111.0
			前	同上	8.0 ~ 22.0	
			後	同上	9.3 ~ 11.0	

福岡県告示第777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	西 島 筑 邦 線	前	久留米市大善寺町中津2472 番先から 同市大善寺町中津2158番18 先まで	7.6 ~ 11.2	104.0
			後	同上	9.8 ~ 11.2	
行 橋	県 道	山 口 橋 線	前	京都郡苅田町大字上片島 2200番4先から 同郡同町大字上片島2200番 先まで	7.4 ~ 16.3	109.4
			後	同上	9.0 ~ 19.0	

福岡県告示第778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年5月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	500 号	小郡市小坂井310番1先から 同市小坂井309番8先まで

久留米	西筑	島線	久留米市大善寺町中津2472番先から 同市大善寺町中津2158番18先まで
久留米	富大	多城線	三井郡大刀洗町大字富多1345番3先から 同郡同町大字富多1351番1先まで
行橋	山行	口橋線	京都郡苅田町大字上片島2200番4先から 同郡同町大字上片島2200番先まで

## 公 告

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則（福岡県規則第78号）」の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課に備え置きます。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 意見を募集しなかった理由

「学校教育法」及び「福岡県教育庁組織規則」の改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施しなかったものです。

#### 2 規則の公布日

平成20年3月3日

### 公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 調達内容

#### (1) 調達物品の名称及び数量

反則切符印刷 16,000冊

#### (2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

#### (3) 納入期限

平成20年7月4日（金）

#### (4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

#### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

#### 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年5月22日現在において、次の条件を満たすこと。

#### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
03	02	活版印刷	A A、A、B
03	04	製本	

#### (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

#### (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

#### (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

#### (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間

中でない者

(6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成20年5月9日（金）から平成20年5月19日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成20年5月9日（金）から平成20年5月19日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年5月22日（木）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成20年5月23日（金）午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 落札に係る物品の名称  
福岡県庁舎電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県総務部財産活用課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成20年3月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
九州電力株式会社
  - (2) 住所  
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額(使用見込電力料金)  
215,462,104円(消費税及び地方消費税の額を含まない。)
- 6 契約の相手方を決定した手続



一般競争入札

7 入札公告日

平成20年1月16日

公告

平成20年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 試験職種

ア 学科試験を行うもの

和裁科

イ 学科試験のうち指導方法の試験のみを行うもの

(1) 園芸科 (2) 造園科 (3) 森林環境保全科 (4) 鉄鋼科 (5) 鋳造科 (6) 鍛造科 (7) 熱処理科 (8) 塑性加工科 (9) 溶接科 (10) 構造物鉄工科 (11) 金属表面処理科 (12) 機械科 (13) 電子科 (14) 電気科 (15) コンピュータ制御科 (16) 発電電科 (17) 送配電科 (18) 電気工事科 (19) 自動車製造科 (20) 自動車整備科 (21) 自動車車体整備科 (22) 航空機製造科 (23) 航空機整備科 (24) 鉄道車両科 (25) 造船科 (26) 時計科 (27) 光学ガラス科 (28) 光学機器科 (29) 計測機器科 (30) 理化学機器科 (31) 製材機械科 (32) 内燃機関科 (33) 建設機械科 (34) 農業機械科 (35) 縫製機械科 (36) 織布科 (37) 織機調整科 (38) 染色科 (39) ニット科 (40) 洋裁科 (41) 洋服科 (42) 縫製科 (43) 和裁科 (44) 寝具科 (45) 帆布製品科 (46) 木型科 (47) 木工科 (48) 工業包装科 (49) 紙器科 (50) 製版・印刷科 (51) 製本科 (52) プラスチック製品科 (53) レザー加工科 (54) ガラス科 (55) ほうろう製品科 (56) 陶磁器科 (57) 石材科 (58) 麺科 (59) パン・菓子科 (60) 食肉科 (61) 水産物加工科 (62) 発酵科 (63) 建築科 (64) 枠組壁建築科 (65) とび科 (66) 建設科 (67) プレハブ建築科 (68) 屋根科 (69) スレート科 (70) 建築板金科 (71) 防水科 (72) サッシ・ガラス施工科 (73) 畳科 (74) インテリア科 (75) 床仕上げ科 (76) 表具科 (77) 左官・タイル科 (78) 築炉科 (79) ブロック建築科 (80) 熱絶縁科 (81) 冷凍空調機器科 (82) 配管科 (83) 住宅設

備機器科 (84) さく井科 (85) 土木科 (86) 測量科 (87) 建築物設備管理科 (88) ボイラー科 (89) クレーン科 (90) 建設機械運転科 (91) 港湾荷役科 (92) 化学分析科 (93) 公害検査科 (94) 木材工芸科 (95) 竹工芸科 (96) 漆器科 (97) 貴金属・宝石科 (98) 印章彫刻科 (99) 塗装科 (100) 広告美術科 (101) デザイン科 (102) 義肢装具科 (103) 電気通信科 (104) 電話交換科 (105) 事務科 (106) 貿易事務科 (107) 流通ビジネス科 (108) 写真科 (109) 介護サービス科 (110) 理容科 (111) 美容科 (112) ホテル・旅館・レストラン科 (113) 観光ビジネス科 (114) 日本料理科 (115) 中国料理科 (116) 西洋料理科 (117) 臨床検査科 (118) フラワー装飾科 (119) メカトロニクス科 (120) 情報処理科 (121) フォークリフト科 (122) 建築物衛生管理科 (123) 福祉工学科

2 受験資格

ア 和裁科を受験する場合

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。）第46条の表上欄のいずれかの項（複数可）に該当することにより、和裁科の実技試験の全部の免除を受けることのできる者

イ 全職種について学科試験の指導方法のみを受験する場合

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。）第46条の表上欄のいずれかの項（複数可）に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることのできる者

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（バルコニー施工及び電子回路接続を除く。）	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許

	職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項第1号の2に規定する専門課程の養成訓練に相当するもの）を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

## 4 受験資格のない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者のうち、刑が消滅していないもの
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

## 5 試験

## (1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の学科試験の科目欄に掲げる学科試験を実施する。

免許職種	試験の科目
	学科試験
和裁科	1 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） イ 縫製法（縫製法、縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法

## (2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期日	場所
和裁科	学科試験	平成20年8月20日（水曜日）	福岡県吉塚合同庁舎 （福岡市博多区吉塚本町13番50号）
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法	平成20年11月28日（金曜日）	福岡県吉塚合同庁舎 （福岡市博多区吉塚本町13番50号）

## (3) 試験時間

試験時間は、午前9時から午後5時までの間において、別に指示する時間とする。

## 6 受験申請手続及び受付期間

## (1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職

業能力開発課」という。)へ提出すること。

(ア) 試験の免除を受けようとする者は、これを証する書面

(イ) 受験票及び写真票(受験票には50円切手を、写真票には写真をはること。)

イ 受験申請書、受験票及び写真票の用紙は、職業能力開発課、各福岡県立高等技術専門学校及び福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒(定形外角2号封筒)を必ず同封すること。

ウ 受験手数料は、3,100円を福岡県領収証紙により納入すること。

受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は必ず書留郵便にすること。

## (2) 受付期間

ア 次の表の左欄に掲げる職種にいて、それぞれ同表右欄に掲げる期間とする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第78号)に規定する休日は、受付を行わない。

試験職種	受付期間
和裁科	平成20年7月17日(木曜日)から 同年7月23日(水曜日)まで
1のイの項に掲げる職種	平成20年10月23日(木曜日)から 同年10月29日(水曜日)まで

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 7 合格発表

(1) 合格者の氏名は、和裁科については平成20年9月17日(水曜日)、1のイの項に掲げる職種については平成20年12月19日(金曜日)に発表する。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

## 8 その他

受験手続その他の問い合わせは、職業能力開発課(電話 092-643-3604)に行うこと。問い合わせを郵便で行う場合は、あて先及び郵便番号を明記して、80円切手を

はった返信用封筒を必ず同封すること。

## 公告

平成20年度第1回福岡県登録販売者試験を次のように実施する。

平成20年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学及び旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
- (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
- (3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程(6年制課程の薬学部に限る。)を修めて卒業した者
- (4) 旧制中学若しくは高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上薬局、一般販売業(卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業又は配置販売業の実務に従事した者
- (5) 4年以上薬局、一般販売業(卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業又は配置販売業の実務に従事した者
- (6) 上記(1)~(5)に該当する者のほか、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり(1)~(5)に該当する者と同等以上の知識経験を有すると福岡県知事が認める者(以下のいずれかの者とする。)

ア 外国の薬学校を卒業し、又は外国において薬剤師免許を得た者で、福岡県知事が定める基準を満たす者(基準を満たすか否かについては、下記3(2)の提出書類により審査の上、試験日前に申請者に通知する。)

イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であって、1年以上薬局、一般販売業(卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業又は配置販売業の実務に従事した者

## 2 試験

- (1) 方法

試験は筆記試験とし、試験項目は次のとおりとする。

- ア 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- イ 人体の働きと医薬品
- ウ 主な医薬品とその作用
- エ 薬事関係法規・制度
- オ 医薬品の適正使用・安全対策

(2) 日時及び場所（受験会場の希望は不可とする）

日 時	場 所
平成20年8月24日（日曜日） 10時00分～15時30分	ア 福岡経済大学（太宰府市五条3 - 11 - 25） イ 福岡医療福祉大学（太宰府市五条3 - 10 - 10）

3 受験手続及び受付期間

(1) 申請書等の配布

受験申請書等の用紙は、最寄りの福岡県の保健福祉環境事務所（以下「県保健所」という。）、福岡県保健医療介護部薬務課（以下「薬務課」という。）、北九州市保健所、福岡市の各区保健福祉センター、大牟田市役所及び久留米市保健所で配布する。郵送により受験申請書等の入手を希望する場合は、表面に「登録販売者試験申請書送付希望」と朱書きした封筒に、返信用封筒（返信先を明記して140円分の切手を貼った角2形の封筒）を同封し、郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7 - 7 福岡県保健医療介護部薬務課監視係あて送付すること。

(2) 申請書の提出方法

ア 受験申請書（様式第14号）、「1 受験資格」の(1)～(6)の区分に合わせ、受験資格を有することを証する書類（詳細は、申請書等とともに配布する実施要領（福岡県庁ホームページでも閲覧可能）を参照すること）及び写真（申請前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、タテ4cm×ヨコ3cmのものを写真台帳に貼付すること）に受験手数料13,000円（福岡県領収証紙により納入すること）を添え、住所地又は勤務地を管轄する県保健所又は薬務課へ提出すること（北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市の各市の機関での受付は行っていない）。郵送により提出する場合は、封筒表面に「登録販売者試験申請書在中」と朱書きし、郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7 - 7 福岡県保健医療介護部薬務課

監視係あて提出すること。

イ 受験手数料は、申請受付後は申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便によって申請書等を提出する場合は、薬務課監視係へ必ず書留郵便で送付すること。

(3) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成20年6月5日（木曜日）から6月25日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時までとする。）

イ 郵便による受験申込みは、平成20年6月25日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、平成20年9月24日（水曜日）午前9時に県保健所、薬務課及び福岡県庁ホームページに受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、申請を受け付けた機関において合格通知書を交付する。郵送による合格通知書の交付を希望する場合は、表面に「登録販売者試験合格通知書送付希望」と朱書きした封筒に、返信用封筒（返信先を明記して290円分の切手を貼った定型サイズの封筒）を同封し、郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7 - 7 福岡県保健医療介護部薬務課監視係あて送付すること。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、最寄りの県保健所又は薬務課に対して行うこと。